

税理士 大城 眞徳

プロフィール  
昭和48年1月 開業  
kbc学園グループ 理事長

第73回「知って得する・ためになる」

# 税務トピック!

## 医療費控除

今回は、確定申告の「医療費控除」について説明します。

### 医療費控除とは

自分や家族(生計をともにする配偶者やその他の親族)の医療費を支払った場合に、1年間の医療費が一定額を超えると、医療費控除によって、税金が還付または軽減されます。一つの医療費としてまとめられるのは、生計を一つにしていることが要件となりますが、扶養関係のあるなしは要件とされていないので、収入を得ている家族の医療費も一つにまとめて控除することができます。

### 医療費控除額の求め方

医療費控除とは、支払った医療費がそのまま税金から控除されるのではなく、次の算式により算定された医療費控除額を所得から差し引いて税金を計算します。

$$\text{支払った医療費} - \text{保険金等による補てん額}^{\ast 1} - 10 \text{万円}^{\ast 2} = \text{医療費控除額(最高 200万円)}$$

※1 健康保険から高額療養費、家族療養費等の返金があったり、生命保険等からの入院給付金があったときには、その金額を差し引きます。

※2 総所得金額が200万円未満であれば、総所得金額の5%になります。

### 対象となる医療費の例

1. 医師又は歯科医師に支払った医療費
2. 治療又は療養に必要な医薬品の購入費
3. 治療のためのあん摩・マッサージ・指圧・針灸などの費用
4. 保健師、看護師、付添婦などに支払った療養上の世話を受けるための費用
5. 入院や通院のため通常必要な交通費  
(ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。)
6. 6か月以上寝たきりの場合のおむつ代  
(医師の証明書が必要) など

### 対象にならない医療費の例

1. 美容のための整形手術や歯列矯正の費用  
※発育段階にある子供の成長を阻害しないために行う不正咬合の歯列矯正の費用は、医療費控除の対象になります。
2. 健康増進や病気予防のための医薬品の購入費用
3. 健康診断・人間ドックなどの費用  
(重大な病気が発見され、引き続き治療を受けた場合は対象になります。) など

### インフルエンザの予防接種

インフルエンザの予防接種は、あくまでも予防であって病気の治療ではないため、新型、従来型にかかわらず、医療費控除の対象になりません。

ただし、インフルエンザに感染したことによる医療機関での診察、タミフルなどの治療用の医薬品の費用は医療費控除の対象になります。  
(平成21年4月1日現在法令等)

※新型や従来型のインフルエンザの予防接種については、地方自治体などが補助や助成制度を設けている場合があります。

### 領収書の日付に要注意

医療費控除を受けるには、支払った医療費の領収書などが必要です。平成21年中に支払ったものに限って控除の対象となりますので、治療を受けた期間が平成21年中であっても平成22年に支払ったのであれば、それは平成22年の医療費になります。治療を受けた期間は関係ありませんので注意が必要です。

### 5年前までさかのぼって申告できる

サラリーマンなどで、例えば5年前に医療費が30万円以上かかっていたにもかかわらず、医療費控除の申告をしていなかったようなときに、5年前までさかのぼって、医療費控除を受けることができます。  
(ただし、その間に確定申告をしていないこと)。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

**大城眞徳税理士事務所**

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階  
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) ... → (URL) <http://www.masism.com>

#### 《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導